景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　者 |  |
| 行為の場所 |  |
| 周辺景観の特　　　性 |  |

【松任駅前商店街】（まちづくり景観形成基準）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 土地利用及び建築物等に関する事項 |
|  | 用途制限 | * 次に掲げる建築物等を建築し、又は用途を変更してはならない。（地区計画基準）
 |
| 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条第１項第２号、第３号及び第２条第６項第１号から第６号までに該当する営業の用に供するもの
 |  |  |
| 1. 倉庫業を営む倉庫
 |  |  |
| 1. 自動車教習所
 |  |  |
| 1. 畜舎（ペットショップを除く）
 |  |  |
| 1. サイロ
 |  |  |
| 位　　置 | * 隣地境界から建築物の壁面までの距離の最低限度は30cmを基本とする。道路境界からの壁面後退についてはこの限りでない。
 |  |  |
| 高さの制限 | * 建築物の最高高さは、敷地地盤面より31ｍ以下を基本とする。（地区計画基準）
 |  |  |
| 建築物等の形態又は意匠の制限 | 建築物等 | * 幹線道路に面する建築物については、統一的商店街の演出を図るため、１階の階高の統一に配慮する。
 |  |  |
| * 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域のまちなみとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。（地区計画基準）
 |  |  |
| * 建物の屋上設備や屋外設備を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の敷地などから容易に望見できない構造となるよう努めるものとする。（地区計画基準）
 |  |  |
| * 店舗等において１階部分にシャッターを設置する場合は、ショーケースやショーウインドーを眺めることができる構造とし、閉店後の街の賑わいを喪失させないような構造とする。（地区計画基準）
 |  |  |
| 屋外広告物等 | * 広告物は、法令を遵守した上で、建物との一体化を図るとともにまちなみに調和した質の高いデザインとするよう努めるものとする。（地区計画基準）
 |  |  |
| かき又はさくの構造 | * 道路に面する部分にかき又はさくを設置する場合の構造は、できるだけ生垣とし、やむをえずその他の構造とする場合は、周辺の環境を損なわないよう努めるものとする。（地区計画基準）
 |  |  |

【松任駅前商店街】（景観法に基づかないその他の基準）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | その他の基準 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 土地利用及び建築物等に関する事項 |
|  | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 屋外広告物等 | * 屋上広告物は、設置してはならない。
 |  |  |
| その他 | * 商業者等は、敷地に面する公共空間の定期的な清掃活動や樹木の除草、散水などの維持管理に努める。
 |  |  |
| * 自店客の歩道上等への駐輪には注意を払い、指定場所以外に自転車を放置しないよう管理に努める。
 |  |  |

備　考

１．配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。

２．※欄は記入しないでください。